## 新しく印鑑登録される方へ

印鑑登録できる方	静岡市の住民基本台帳に登録してある方 ※「15 才未満の方」、「意思能力を有しない方」は印鑑登録できません。
申請できるところ	各区の戸籍住民課または支所 (お住まい以外の区役所や支所でも申請できます。)
登録手数料等	登録手数料300円(印鑑登録証明書が必要な場合は、別途1通につき300円が必要です。)
登録できない印鑑	* 住民基本台帳に登録されている氏・名・旧氏の文字で表していないもの * 印影の大きさが一辺8mmの正方形より小さいもの、または一辺25mmの正方形より大きいもの * 職業・資格その他氏名以外の事項を表しているもの * 竜紋・唐草模様等氏名以外の模様を付したもの * ゴム印、その他印形の変形しやすいもの(プラスチック、アクリルなどの合成樹脂等) * 印影を鮮明に表しにくいもの、ふちのないもの、ふちが1/3以上欠けているもの * 指輪印、逆さ彫りの印
1	(その他登録できない印鑑があります。詳細は各区戸籍住民課までお問い合わせください。)

		(その他登録できない印鑑があります。詳細は各区戸籍住民課までお問い合わせください。)
基本手続き 【 登録完了まで4日~1週間 】	印鑑 分場合 代理 人来 おおお か か か か か す す す す す す す す す す す す す	照会書(回答書兼委任状)を郵送します。(転送不可。設定がある場合は配達できません。) [持ち物] ① 登録する印鑑 ② 本人確認資料(保険証、年金手帳など)  * 登録する本人が来庁できない場合は、登録する印鑑、登録する本人がすべて自署した委任状、代理人の本人確認資料が必要です。・・・「代理人が申請に来庁する場合」を参照してください。  2回目 登録する本人が、照会書(回答書兼委任状)と本人確認資料を、申請した区役所(支所)に持参してください。印鑑登録証や印鑑証明書が交付されます。 [持ち物] ① 登録する印鑑 ② 本人確認資料(保険証、年金手帳など) ③ 回答書  * 登録する本人が来庁できない場合は、登録する印鑑、登録する本人がすべて自署した照会書(回答書兼委任状)、登録する本人と代理人両方の本人確認資料、代理人の認め印が必要です。  登録する本人がすべて自署した委任状が必要です。(他の方が記入・加筆したものは受付不可)  * 委任状の用紙は、各区戸籍住民課、各市民サービスコーナー、静岡市ホームページで取得できます。  * 自由書式で委任状を作成する場合は、記入日、登録する本人の住所・氏名・生年月日・電話番号、代理人の住所・氏名、委任事項を必ず自署してください。  ・委任事項の記載例 (委任事項が複数ある場合、各々を併記してください。)  (新規登録) → 印鑑登録に関すること (印鑑のき損や紛失、または改印) → 印鑑登録の廃止に関すること (印鑑登録証の紛失) → 印鑑登録証の亡失に関すること
<sub>#</sub> +	川鑑登録す	◎ 官公署発行の顔写真付きの本人確認資料をお持ちの場合

特別 る本人が免許証等を持 参する場合

登録する本人が、下記のものを持参のうえ来庁してください。

許 証 等 を 持 [持ち物] ① 登録する印鑑 ② 官公署発行の顔写真付きの本人確認資料

\* 運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降発行)、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど 他にも対象となる本人確認資料があります。詳細は各区戸籍住民課までお問い合わせください。

保証人による申請で来庁する場合

即日登

|保 証 人 に よ |◎ <u>静岡市に印鑑登録をしている 20 歳以上の方が保証人になる場合</u>

登録する本人が、下記のものを持参のうえ来庁してください。(保証人の来庁は不要)

[持ち物] ① 登録する印鑑 ② 本人確認資料(保険証、年金手帳など)

③ 印鑑登録申請書・・・ 保証人欄に記載と押印(実印)があるもの

\* 保証人の印影が不鮮明な場合、印の押し直しをお願いする場合があります。

その他、印鑑登録に関してご不明な点は、戸籍住民課へお問い合せください。

静岡市 葵区役所 戸籍住民課 ☎(054)221-1061

駿河区役所 戸籍住民課 ☎(054)287-8611

清水区役所 戸籍住民課 ☎ (054) 354-2127